



おおくま

6月は貯蓄増強特別運動月間です
 ○ボーナスなどの臨時収入はひとまず貯蓄しましょう。
 ○上がる物価を貯蓄で抑えましょう。
 ○貯蓄あかるい明日を築きましょう。
 ○フレッシュマンは貯蓄でスタートしましょう。

太 熊 町
福島県貯蓄推進委員会



生産の息吹き

若葉と共に、野も山も生えの息吹きに躍動する。世界農業の転換が叫ばれ、減反が訴えられる。ともあれ、米は国民の主食食なのだ。今後の方針は国、世界の計画生産であり、現在大切なことは土地基盤の整備であり、機械力によるコストダウンであろう。写真 5.9 鈴内地区にて

- 5、青年層の活力動員 拓き地域の革命的開発を推しんする原動力である。私は地域と祖国日本の青少年に期待し、信頼してやまない徒らに安易な賃取りにばかり走っていたのでは、若年寄な化して益栽のような人間になってしまい、画期的な地域振興は期し得ないだろ。今こそ、スクスクと伸びる青少年層の活力を地域開発の第一線に動員すべきであろう。
- 4、調査統計と流通打開。平及び東京地帯の青果物の需給状況と人間嗜好の変遷に対する統計的な調査と流通機構の貫通に力をそそぐべきであると考える。
- 3、農工一体化について 農工一体化について、四十四年六月二十日発行の館報五十七号に提言したところであるが幸いに、政府も農村工業化を真剣に取りあげて来たよので労働力の実態調査その他の本格的に調査企画すべきであると思う。
- 2、農工一体化について 将來計画生産に移行を予想される基幹産業と時代の進歩に基づく自己計画産業とを包かつした特殊生産地域化を図ることのための研究推進部を設定する。
- 1、基幹産業の再検討 生産のコストダウンと、品質の改良向上を目指として町内の主幹作物—米作、果樹、養蚕、たばこ、畜産等について町内をあらためて徹底した総合研究と基盤整備などを進めること。このために、町当局と各産業団体とによる部門別研究部を設定する。

科学と技術の極度の進歩と発達は資本主義経済にせよ社会主義経済の途歩むにせよ、いずれなんらかの形態による計画経済の方向をたどるだろ。米が私達の主食であることに間違いはない、しかし無為無達に米作の上にあぐらをかく時代は過ぎようとしている。私達によつて現在大事なことは、今後を見通したキメのこまかに産業開発であり地域開発を考えられる。

一ツの提言

写真でみる

大熊町の展望

面としてとらえる

人をみつめる前に自分を見つめよ。という言葉がある。

口を開けば双葉町を讀し、富岡町をたたえる人もあるようだ。双葉に住む人、富岡町にすむ人は反対に大熊町の躍進正直に考えれば、六号国道と鉄道が近づいて貫通する双葉町、富岡町の發展は、猫額

の躍進の姿こそ、点ではなく面としての変りようである。私達は今や自分の郷土の躍進ぶりにほこりと自信をもつゝ着々と建設の歩を進めなければならぬと思う。

以下6号の「地域發展の基礎をさぐる。」に引きついで、躍進する郷土の姿を写真でどうながら今後發展の資料とすることとした。

双葉郡内の躍進を考える場合

鐵道と六号国道とに間隔を持つ大熊町と、浪江町に目をそそぐべきではなかろうか。この

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

婦人学級開講

第四次 八年目の文部省委嘱

4月30日開講した。4たび文部省の委嘱をうけ八年目となる。この間二年の県実験学級期間を入れると連続一〇年文字通り県内名門学級である今年度は30~50才台の婦人を対象に、「生活設計」中年期の生活全般のストレス解消」を學習の主眼とする。

新學級員次の通り。

▼學級長 木幡キサ

▼副學級長 木村葵子

▼書記 松永久子

▼会計 堀川千恵子

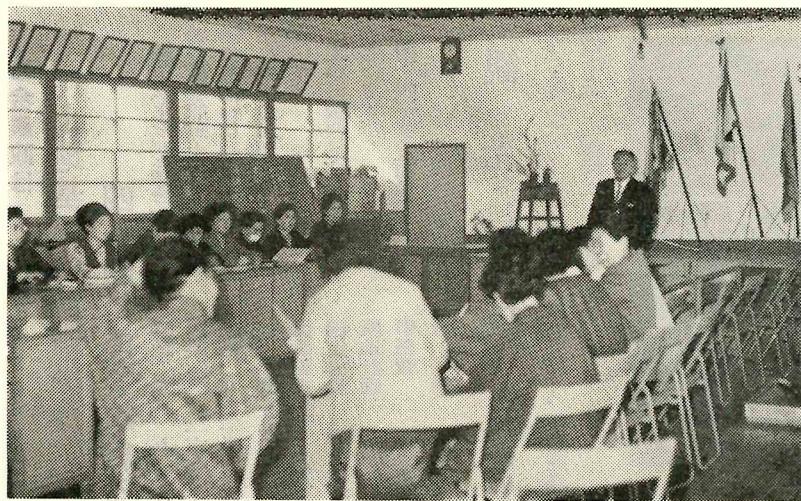
▼書記 武田栄子

▼会計 高田チエ子

▼書記 泉田澄子両氏

根本ハツノ 和吉田和子
高田チエ子 泉田澄子両氏

▼書記 根本ハツノ
▼会計 和吉田和子
▼書記 高田チエ子
▼会計 泉田澄子両氏

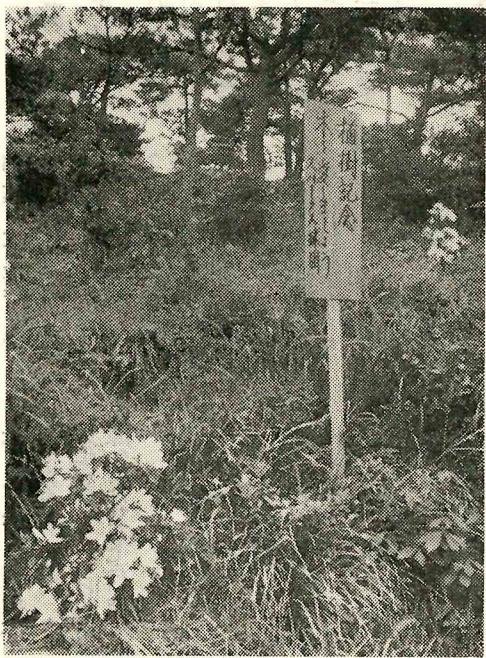


婦入学級開講式

4・30



写真はスパーク球団総員二十五名
全員参加で植えたツツジの木



スパーク球団
恒例の植樹祭

スパーク球団(团长常盤利

昭)は大野駅前美化運動として44年4月11日に駅東大野公園に桜の苗木二十本を植樹したが今年度も4月16日に紅白のつづじ三千本を植樹し早速満開の花をみて、20日には花のものとで駅前4区の老人クラブが行われた。来年度は台上北側にモミジを植えるという。

青年学級 文部省補助対象学級 学習時間年間300時間

地域後継者育成を主とする大熊町青年学級は、4月28日開講された。

新役員次の通り

- ▶学級長=小泉伸一
- ▶副学級長=松本光晴・渡辺シズ子
- ▶書記=吉岡孝雄・坂上昭子
- ▶会計=新妻茂・横山節子
- ▶コース長男=愛場誠・女=田口久美子

- ▶広報委員長=佐々木勝男
- ▶生活委員長=鈴木勝男
- ▶レク委員長=門馬一彦
- ▶社会奉仕委員長=伊東美代子

(写真上は学級生プログラム作製委員会)

熊川キャンプ場作り (青年学級)
情操教育の一環として、奉仕活動に乗り出した大熊町青年学級は4月13日、熊川海岸に一大キャンプ場をつくるため半谷重一氏の土地三〇アールを借りて草地作りを行った。一方大中入口に小泉渡氏の土地を借用して、野菜類の試験場及び花卉類の作付を実施した。
(写真右は熊川河口の草地化作業)



総合農政は

土地基盤の整備から

四十四年度工事終る

昨年秋より熊地区三工区圃場整備を熊町土地改良区において実施いたしておりました。がこの程全工事を完了いたしました。

工事の概要は次の通りとなつてあります。

四十四年度分面積

三、四ヘクタール

整地	二八、五ヘクタール
道路	三、三六八メートル
水路	九、二三四メートル
事業費	合計 二、七七七万円
区画整理、換地計画	三九万円 四五万円
確定測量、事務費	二〇八万円



三森の桜

写真左は読売新聞社右はNHK記者
中央は山谷の桜を愛でる若人の群れ

阿武隈山系一帯の山地、三ツ森、東松、小松倉附近は元禄年間にその所属をめぐって相馬藩と三春藩との間に三春論争事件をおこしたのを始め山の所有をめぐる論争が絶えず山によつて恩恵を受けた住民は反面山によつて貧困な生

活を余儀なくされて來た。昭和三十五年三ツ森山一帯六八ヘクタールが大熊町の所有に帰する様になつて、永く山地の争論を封じ、山と海を極として熊川流域の地に拓けた大熊の地が、今後平和のうちに発展する様にこの町民の祈りを込めて昭和三十七年頃より桜及び梅の植樹をはじめ現在桜二万三千、梅四五〇本に達し、幽すいの山谷に芳香を放つに至つた。

鶯の声にむかえられて山頂に登れば、北方遙かに金華山をのぞみ、南方広野五社山より遙かにいわき七浜方面をふかんする事が出来る。

奥の千本の谷地は昭和戊辰役、明治元年旧七月二十八日の熊駿関門一帯の戦斗、同二十九日野上山神前附近の戦斗をさけて地方民の逃避したところであり、山谷に散乱する鉄滓は藩政時代製鉄のあとである。

大野駅西方五糸、福交バス小塚停留所下車、徒歩七分。

森、東松、小松倉附近は元禄年間にその所属をめぐって相馬藩と三春藩との間に三春論争事件をおこしたのを始め山の所有をめぐる論争が絶えず山によつて恩恵を受けた住民は反面山によつて貧困な生

活を余儀なくされて來た。昭和三十五年三ツ森山一帯六八ヘクタールが大熊町の所有に帰する様になつて、永く山地の争論を封じ、山と海を極として熊川流域の地に拓けた大熊の地が、今後平和のうちに発展する様にこの町民の祈りを込めて昭和三十七年頃より桜及び梅の植樹をはじめ現在桜二万三千、梅四五〇本に達し、幽すいの山谷に芳香を放つに至つた。

鶯の声にむかえられて山頂に登れば、北方遙かに金華山をのぞみ、南方広野五社山より遙かにいわき七浜方面をふかんする事が出来る。

奥の千本の谷地は昭和戊辰役、明治元年旧七月二十八日の熊駿関門一帯の戦斗、同二十九日野上山神前附近の戦斗をさけて地方民の逃避したところであり、山谷に散乱する鉄滓は藩政時代製鉄のあとである。

大野駅西方五糸、福交バス小塚停留所下車、徒歩七分。

森、東松、小松倉附近は元禄年間にその所属をめぐって相馬藩と三春藩との間に三春論争事件をおこしたのを始め山の所有をめぐる論争が絶えず山によつて恩恵を受けた住民は反面山によつて貧困な生

活を余儀なくされて來た。昭和三十五年三ツ森山一帯六八ヘクタールが大熊町の所有に帰する様になつて、永く山地の争論を封じ、山と海を極として熊川流域の地に拓けた大熊の地が、今後平和のうちに発展する様にこの町民の祈りを込めて昭和三十七年頃より桜及び梅の植樹をはじめ現在桜二万三千、梅四五〇本に達し、幽すいの山谷に芳香を放つに至つた。

鶯の声にむかえられて山頂に登れば、北方遙かに金華山をのぞみ、南方広野五社山より遙かにいわき七浜方面をふかんする事が出来る。

奥の千本の谷地は昭和戊辰役、明治元年旧七月二十八日の熊駿関門一帯の戦斗、同二十九日野上山神前附近の戦斗をさけて地方民の逃避したところであり、山谷に散乱する鉄滓は藩政時代製鉄のあとである。

大野駅西方五糸、福交バス小塚停留所下車、徒歩七分。

加入時に次の要件に該当し現に扶養しているもの。金として二万円の弔慰金を支給する。

その他細部については役場住民課へ問合せて下さい。

米の生産調整 順調に進む

大熊町内の米の生産調整は皆さんの御協力のおかげで六八ヘクタール(%)を達成認めます。

2、四五才未満であることと。

但し四年三月三一日までは六五才までの加入を認めます。

3、特別の疾病又は障碍のない方が対象となる。

4、掛金

田の植付け終了をまつて現地調査することによっておられますので更に一段の御協力を認めます。

5、基本額(一ヶ月分)

6、年金

7、減免措置

8、生活扶助受給世帯

9、年金の給付

10、年金の支給

11、年金の支給

12、年金の支給

13、年金の支給

14、年金の支給

15、年金の支給

16、年金の支給

17、年金の支給

18、年金の支給

19、年金の支給

20、年金の支給

21、年金の支給

22、年金の支給

23、年金の支給

24、年金の支給

25、年金の支給

26、年金の支給

27、年金の支給

28、年金の支給

29、年金の支給

30、年金の支給

31、年金の支給

32、年金の支給

33、年金の支給

34、年金の支給

35、年金の支給

36、年金の支給

37、年金の支給

38、年金の支給

39、年金の支給

40、年金の支給

41、年金の支給

42、年金の支給

43、年金の支給

44、年金の支給

45、年金の支給

46、年金の支給

47、年金の支給

48、年金の支給

49、年金の支給

50、年金の支給

51、年金の支給

52、年金の支給

53、年金の支給

54、年金の支給

55、年金の支給

56、年金の支給

57、年金の支給

58、年金の支給

59、年金の支給

60、年金の支給

61、年金の支給

62、年金の支給

63、年金の支給

64、年金の支給

65、年金の支給

66、年金の支給

67、年金の支給

68、年金の支給

69、年金の支給

70、年金の支給

71、年金の支給

72、年金の支給

73、年金の支給

74、年金の支給

75、年金の支給

76、年金の支給

77、年金の支給

78、年金の支給

79、年金の支給

80、年金の支給

81、年金の支給

82、年金の支給

83、年金の支給

84、年金の支給

85、年金の支給

86、年金の支給

87、年金の支給

88、年金の支給

89、年金の支給

90、年金の支給

91、年金の支給

92、年金の支給

93、年金の支給

94、年金の支給

95、年金の支給

96、年金の支給

97、年金の支給

98、年金の支給

99、年金の支給

100、年金の支給

101、年金の支給

102、年金の支給

103、年金の支給

104、年金の支給

105、年金の支給

106、年金の支給

107、年金の支給

108、年金の支給

109、年金の支給

110、年金の支給

111、年金の支給

112、年金の支給

113、年金の支給

114、年金の支給

115、年金の支給

116、年金の支給

117、年金の支給

118、年金の支給

119、年金の支給

120、年金の支給

121、年金の支給

122、年金の支給

123、年金の支給

124、年金の支給

125、年金の支給

126、年金の支給

127、年金の支給

128、年金の支給

129、年金の支給

130、年金の支給

131、年金の支給

132、年金の支給

133、年金の支給

134、年金の支給

135、年金の支給

136、年金の支給

137、年金の支給

138、年金の支給

139、年金の支給

140、年金の支給

141、年金の支給

142、年金の支給

143、年金の支給

144、年金の支給

145、年金の支給

146、年金の支給

147、年金の支給

148、年金の支給

149、年金の支給

150、年金の支給

151、年金の支給

152、年金の支給

153、年金の支給

154、年金の支給

155、年金の支給

156、年金の支給

157、年金の支給

158、年金の支給

159、年金の支給

160、年金の支給

161、年金の支給

162、年金の支給

163、年金の支給

164、年金の支給

165、年金の支給

166、年金の支給

167、年金の支給

168、年金の支給

169、年金の支給

170、年金の支給

171、年金の支給



お知らせ

▼出産手当支給制度

四十五年四月一日、福島県出産手当支給条例及び施行規則交付、同日施行。

1、趣旨
第四子以上の子を出産した者に出産手当を支給する。

2、手当の支給
日本国籍を有し第四子以上を出産したもので出産時次の要件に該当する人。
(1) 現に生産する三人以上の子を生んだこと。
(2) 出産日までに引き続き三ヶ月以上福島県内区域に住所を有すること
3、手当の額
一児につき三千円。

4、支給の期日
手当は出産した日の属する月の翌月の末日までに支給する。

四十五年四月一日以後第四子以上を生んだ方は住民課の窓口に申出て下さい。

▼五年々金加入の申込みは六月三十日までです

国民年金に、五年間かけ金を納めれば老令年金が受けられるという、いわゆる高令者のための五年々金制度があります。この五年々金制度への加入申込みは、今年の五月三十日で締切られ、その後は希望しても加入できず、年金を受けるみちがなくなりますから加入できる人でま

だ加入の手続きがすんでない方は急いで役場に加入の申込みをして下さい。

五年々金制度に加入できる方は次の要件を備えている人です。

1 明治39年4月2日～明治44年4月1日までに生れた方。

2 かつて国民年金の被保険者とならなかつた方。

3 加入の際、他の年金制度の被保険者や組合員でないこと。

4 他の年金制度から、老令(退職)年金、通算老令(通算退職)年金、普通年金を受けていないかまたは受ける資格期間を満たしていない人であること。

△申請免除
(1)原則として申請したときからその年度末まで免除される。
(2)本人や、その家族の所得によって認められるもので毎年度五月末日までに申請する。

△免除金の免除が認められると免除された期間は年金を受ける資格期間に算入されるが、そのままかけ金を納めないと年金をうける資格期間にはならない。

△免除された場合でもかけ金を納めた人にくるべると老年年金の場合受けれる年金額に差がある。

△免除されただけで追納すれば同額となる。

△国民年金のかけ金を納められない方へ

国民年金は毎月のかけ金を納めるのが建前ですが家計が苦しかったり、失業や災害などで納められない人についても年金が受けられるよう^{△法定免除}あります。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

福祉年金、生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

五年々金制度に加入できる方は次の要件を備えている人です。

1、全額免除の場合

(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医

などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその

害者手帳を所持する視聴覚障害者と世帯を構成するすべての者

が町民税非課税の場合

二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度のし体不自由者 身体障害者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

(3)重度の戦傷病者 戰傷病者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ走着の指導にあたることになつておりますので是非気軽にご利用下さい。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

△法定免除
(2)国民年金に加入されていなかった方の場合は申請免除の対象になりません。

年少就職者相談室の利用方について

福祉年金、生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

五年々金制度に加入できる方は次の要件を備えている人です。

1、全額免除の場合

(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医

などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその

害者手帳を所持する視聴覚障害者と世帯を構成するすべての者

が町民税非課税の場合

二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度のし体不自由者 身体障害者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

(3)重度の戦傷病者 戰傷病者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ走着の指導にあたることになつておりますので是非気軽にご利用下さい。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

△法定免除
(2)国民年金に加入されていなかった方の場合は申請免除の対象になりません。

日本放送協会放送受信料の免除基準について

改正がありましたので関係部

分を抜いてお知らせします。

一、全額免除の場合

(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医

などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその

害者手帳を所持する視聴覚障害者と世帯を構成するすべての者

が町民税非課税の場合

二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度のし体不自由者 身体障害者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

(3)重度の戦傷病者 戰傷病者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ走着の指導にあたることになつておりますので是非気軽にご利用下さい。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

△法定免除
(2)国民年金に加入されていなかった方の場合は申請免除の対象になりません。

日本放送協会放送受信料の免除基準について

改正がありましたので関係部

分を抜いてお知らせします。

一、全額免除の場合

(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医

などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその

害者手帳を所持する視聴覚障害者と世帯を構成するすべての者

が町民税非課税の場合

二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度のし体不自由者 身体障害者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

(3)重度の戦傷病者 戰傷病者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ走着の指導にあたることになつておりますので是非気軽にご利用下さい。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

△法定免除
(2)国民年金に加入されていなかった方の場合は申請免除の対象になりません。

日本放送協会放送受信料の免除基準について

改正がありましたので関係部

分を抜いてお知らせします。

一、全額免除の場合

(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医

などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその

害者手帳を所持する視聴覚障害者と世帯を構成するすべての者

が町民税非課税の場合

二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度のし体不自由者 身体障害者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

(3)重度の戦傷病者 戰傷病者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ走着の指導にあたることになつておりますので是非気軽にご利用下さい。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

△法定免除
(2)国民年金に加入されていなかった方の場合は申請免除の対象になりません。

日本放送協会放送受信料の免除基準について

改正がありましたので関係部

分を抜いてお知らせします。

一、全額免除の場合

(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医

などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその

害者手帳を所持する視聴覚障害者と世帯を構成するすべての者

が町民税非課税の場合

二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度のし体不自由者 身体障害者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

(3)重度の戦傷病者 戰傷病者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ走着の指導にあたることになつておりますので是非気軽にご利用下さい。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

△法定免除
(2)国民年金に加入されていなかった方の場合は申請免除の対象になりません。

日本放送協会放送受信料の免除基準について

改正がありましたので関係部

分を抜いてお知らせします。

一、全額免除の場合

(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医

などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその

害者手帳を所持する視聴覚障害者と世帯を構成するすべての者

が町民税非課税の場合

二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度のし体不自由者 身体障害者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

(3)重度の戦傷病者 戰傷病者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ走着の指導にあたることになつておりますので是非気軽にご利用下さい。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

△法定免除
(2)国民年金に加入されていなかった方の場合は申請免除の対象になりません。

日本放送協会放送受信料の免除基準について

改正がありましたので関係部

分を抜いてお知らせします。

一、全額免除の場合

(1)生活困窮者 生活保護法に規定する扶助を受けている者

(2)貧困な身体障害者 身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

(3)町民税非課税の重度の精神薄弱者 所得税法に鑑定する特別障害者のうち鑑定医

などにより重度の精神薄弱者と判定された者を構成員に有する世帯で、かつその

害者手帳を所持する視聴覚障害者と世帯を構成するすべての者

が町民税非課税の場合

二、半額免除の場合

(1)視覚聴覚障害者 身体障害者手帳を所持する視聴覚障害者で世帯主である者

(2)重度のし体不自由者 身体障害者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

(3)重度の戦傷病者 戰傷病者手帳を所持する者の中から第一款症に相当する重度の戦傷病者で世帯主である者

また事業主の方でも就職者の職場適応等に関する相談にも応じ走着の指導にあたることになつておりますので是非気軽にご利用下さい。

△法定免除
(1)国民年金の障害年金や母子年金の障害年金生活扶助などを受けているとき、らい癆養所などに入所しているときなど、届けるだけで免除される。

△法定免除
(2)国民年金に加入されていなかった方の場合は申請免除の対象になりません。

日本放送協会放送受信料の免除基準について

一、〇〇〇町歩の

地籍調査

昭和四十五年度に実施

大熊町は、昭和四十三年度より国土調査法により、町全域にわたる地籍調査を進めております。

過去二ヶ年に関係者各位の深い御理解御協力により、一〇三平方キロメートル(約千三十町歩)の地域に亘り順調に作業をいたしております。

本年も引き続き実施(別図地域)いたしますので、関係地域の方々の御協力をよろしくお願いいたします。

この調査は、皆さんの土地所有のもととなつてゐる「土地帳」、「字限図」が、明治初期、測量技術の幼稚な時に作られ、大へん古くなつており、しかも不正確で、色々な面で不便なため新しい測量方法によつて正確な台帳と図面を整備する仕事です。

この仕事は五段階に大別して作業が進められます。

(1) 測量の基準となる点をきめ、必要な箇所にコンクリート又は木の杭を埋めます。

(2) 次にその区域の中を一笔毎の境をたしかめるため、調査員がみなさんの案内により所有地を調査いたします。

(3) 売買や相続などの登記の終っていない土地は早急に登記をする。

(4) すでに返済している抵当権は解除しておく。

(5) その土地の面積を一筆ごとに計算します。

(6) これにより地籍簿(台帳)を作ります。

この調査によって皆さんの土地が、正しい位置、形、地番、地目、面積が明らかになります。

そこで皆さんにお願いいたしたいのは、

(1) 土地の境界(地目ごと)に杭を打つていただきること。

(2) 山や原野などで、雑木や笹の葉などが密生している境界線は早目に刈払をして、境界を明らかにしていただけ。

(3) 農道や水路など巾員の一定していないものはなるべく関係者で話合つて一定にしていただけ。

(4) 売買や相続などの登記の終っていない土地は早急に登記をする。

(5) すでに返済している抵当権は解除しておく。

以上の事柄です。
役場の係や測量会社が現場に入る前に説明会を開きますのでその折は必ず出席して下さい。
なお今後の回覧、通知に御留意下さるようお願いいたします。

番号大字 小字

①矢	沢・喰津	沢	⑫小入野・二枚	橋	谷	北後	金
② "	・和尚	前	⑬ "	・梨飯	山口	・鷲官	前前
③ "	・金	洗	⑭ "	・越坂	・蔵	・鷲官	前向
④ "	・鶴谷	地	⑮ "	・坂	・中大和久	・腰判	ノ
⑤ "	・南	原	⑯ "	・北頭	・大和久	・杉地	前
⑥小入野	・北	原	⑰ "	・荒南	・唐大	・日	・日
⑦ "	・日	向	⑱ "	・南沢	・桐	・材ナラ	シ
⑧ "	・宮	内	⑲ "	・馬形	・南	・大久	保
⑨ "	・広		⑳ "	・南大和久	・草谷		
⑩ "	・西		㉑ "				
⑪ "	・橋		㉒ "				

昭和45年度地籍調査実施地域

